

豊中市立子育て支援センターほっぺ南部分室における地域子育て支援拠点事業業務
にかかると公募型プロポーザル募集についての質問への回答

No.	該当箇所	質問事項	回答
1	実施要項 2. 事業の概要 (4) 提案上限額	御見積書につきましては、履行期間となる令和8年2月1日から令和11年3月31日の3年2か月の総合計の御見積書を作成し、提出する形でよいか。	提案上限額（実施要項 2. 事業の概要 (4) 提案上限額）を年額でお示ししているため、年度ごとの見積額がわかるような形で提出してください。
2	実施要項 5. 応募手続き等 (1) 提出書類 【提出書類一覧】 業務提案書	①業務提案書を任意様式にて提出する場合、ページ枚数の上限はあるか。 ②業務提案書に写真や図表を入れてもよいか。	①上限はありません。 ②写真や図表を入れていただいて差支えありません。
3	実施要項 5. 応募手続き等 (1) 提出書類 【提出書類一覧】 業務実施体制調書	各員の職歴について記載の項目があるが、運営者・保育者としての職歴について記載する形でよいか。	ご認識のとおりです。
4	仕様書 2. 業務履行上の条件 (1) 職員の配置	保育士若しくは幼稚園教諭等の資格を有する者又は一定の研修を修了した者とは子育て支援員専門研修受講者・児童指導員・放課後児童支援員・児童発達支援管理責任者は含むか。	地域子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることを想定しています。
5	仕様書 2. 業務履行上の条件 (1) 職員の配置	大阪市等一部自治体においては同種の事業でボランティアの従事も認めているが、本事業においてはどうか。	仕様書に記載の要件(常時2名以上の配置)を満たした上で従事させることについては、市と協議の上で可能とします。
6	仕様書 2. 業務履行上の条件 (1) 職員の配置	(1) 職員の配置 ②について、職員が労働基準法に基づく休憩を取る時間については、①に定めるような2名体制でなくとも良い、ということか。	仕様書にも記載のとおり、「利用者への対応がおろそかにならないよう注意を払うとともに、必ず1名以上をプレイルームに残すこと」を条件としております。
7	仕様書 2. 業務履行上の条件 (1) 職員の配置	保育園等の勤務経験とは以下のような事業での経験を含むか 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型 認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療	ご認識のとおりです。

		施設(旧情緒障害児短期治療施設)、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター)・同法第12条の児童相談所における事業・同法第6条の2の2に規定する事業(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、及び障害児相談支援事業)・同法第6条の3に規定する事業(児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業)	
8	仕様書 2.業務履行上の条件 (1)職員の配置	常勤職員の定義を明らかにされたい。また勤務時間数について、事業所で出勤する時間のみならず、たとえば本部や別事業の管理者を兼ねる場合も可能なのか。	常勤職員とは、雇用形態に関わらず、定められた所定の勤務時間で勤務する職員を指します。 子育て支援センターほっぺ南部分室で勤務いただいた時間のみを勤務時間数に含めてください。
9	仕様書 2.業務履行上の条件 (1)職員の配置	業務にあたる要員について、どの要員も出勤できない緊急時については名簿外の職員が一時代行することは可能か。	市と協議の上で可能とします。ただし、仕様書に記載の要件を満たす職員を配置してください。
10	仕様書 2.業務履行上の条件 (2)研修	研修について、費用は受託者の負担と記載があるが、委託費の積算根拠としてはならないという意味か。	積算根拠としていただいて差支えありません。
11	仕様書 5.委託料の支払い等	委託料の支払いについて、報告書類に基づき必要な検査を行ったうえで支払いと記載があるが、この報告書類とはP4の(4)管理の基準③業務報告に関することアで求められる書類のことか。 その場合、支払いサイクルは例えば以	報告書類についてはご認識のとおりです。 支払いサイクルについては、仕様書「5.委託料の支払い等(3)委託料の支払い」に記載のとおり、報告書類に基づき必要な検査を行い合格した場合に受託者から請求し、請求の日から

		下の通りとなるのか 4月サービス提供分→5月10日まで に報告・請求→5月10日から30日 以内に支払い。	30日以内に市から委託料をお支払い する流れとなります。
--	--	--	---------------------------------